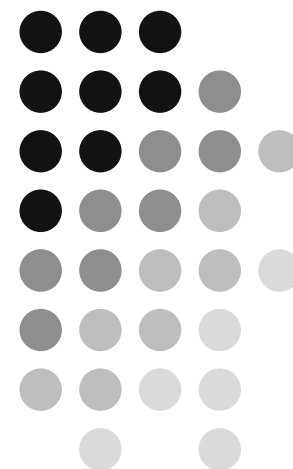
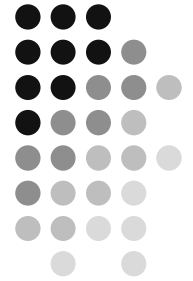


郵政民営化について

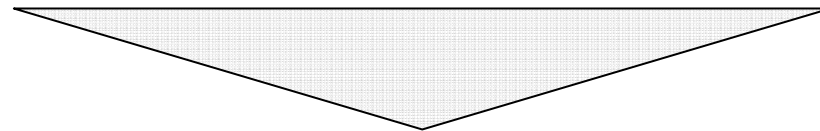
平成18年10月4日
社団法人生命保険協会



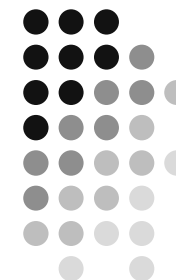


郵政民営化についての基本認識

民営化により、簡保事業を自由で公正な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会を実現すること



従って、民営化にあたっては、市場競争を歪めることのないよう、同種の業務を営む事業者との間に「公正な競争条件を確保すること」が前提

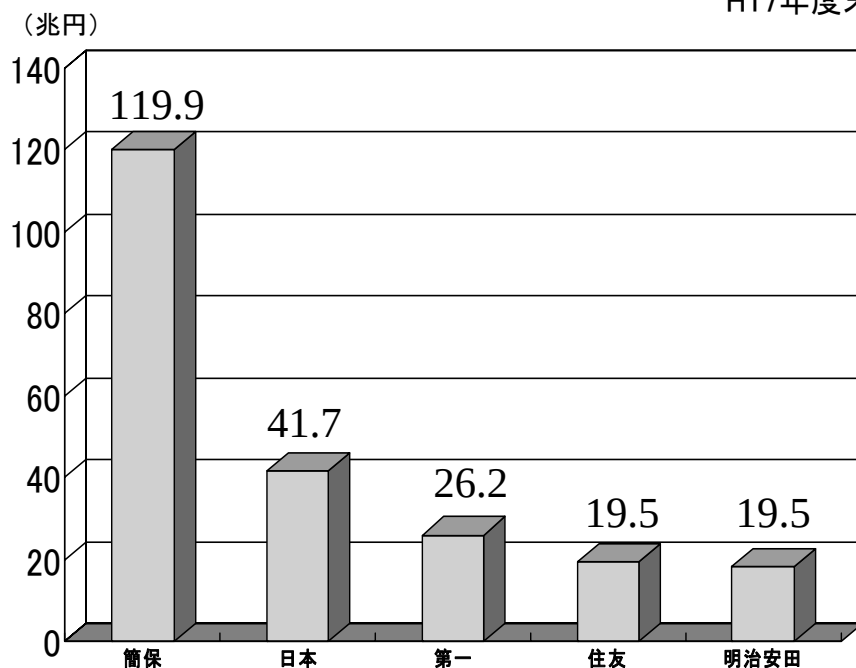


規模に対する懸念

- 郵便保険会社は、民間生保全体の6割超という巨大な資産を承継・受再する。

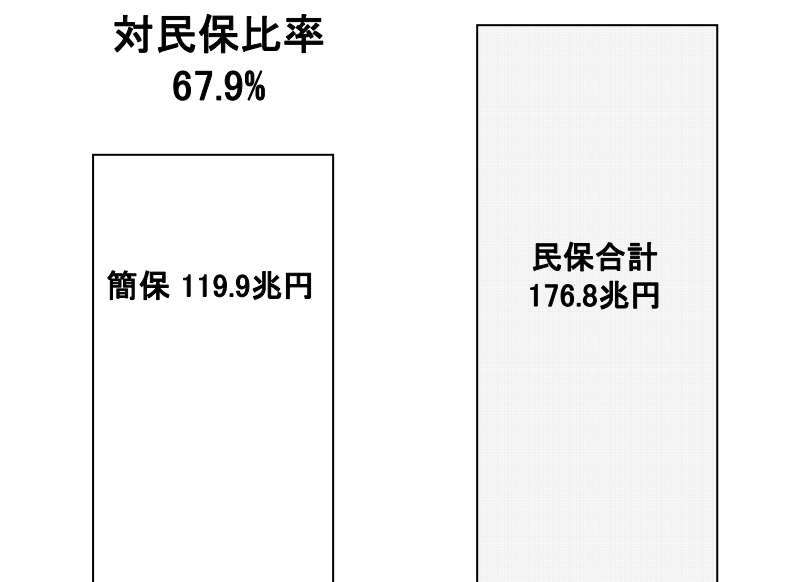
【総資産の比較(簡保・民間上位4社)】

H17年度末

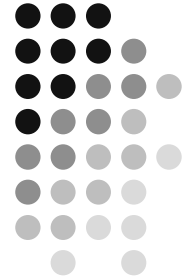


【簡保と民間生命保険会社の総資産比較】

H17年度末

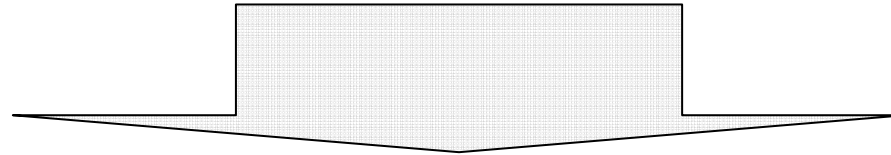


注: 民間生命保険会社は個人保険分野にかかる数値(生命保険協会試算)



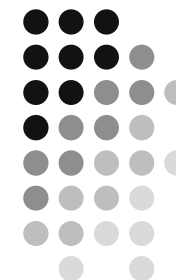
新規業務に対する懸念（実施計画の骨格より）

- 公正な競争条件の確保がなされない中で、「既存業務のみでは投資家の評価を得られない」ことを理由に株式の上場・早期処分のみを目的として業務範囲の拡大を行う懸念



【業務範囲の拡大に関する審議にあたって踏まえていただきたい事項】

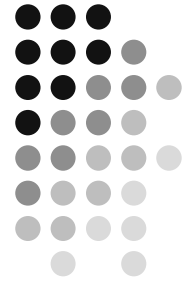
- 民営化法第二条の基本理念では「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保する措置を講じること」を規定
- 新規業務の認可は「他の生命保険会社との間の競争関係に及ぼす事情」、「郵便保険会社に対する議決権割合」等を勘案することとされている



公正な競争条件の確保に関する主な懸念

- 政府出資の存在、旧契約(簡保契約)から郵便保険会社への利益補填、顧客情報の流用は、郵便保険会社にとって有利な競争条件である。

主な懸念点		影響の及ぶ期間	
		移行期間	完全民営化
政府出資		移行期間中は影響を及ぼす	
	内容	株式の継続的保有？	
旧契約からの利益補填		制度上必要な措置がなされなければ完全民営化後も影響を及ぼす	
	内容	政府保証が維持される旧契約から、郵便保険会社に利益補填が行われる懸念 郵便保険会社が、この利益を流用した事業拡大を行う懸念	
顧客情報の流用		制度上必要な措置がなされなければ完全民営化後も影響を及ぼす	
	内容	旧契約の顧客情報を、郵便保険会社(郵便局会社)が新契約募集に流用する懸念	



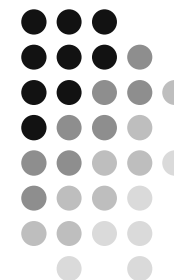
公正な競争条件の確保

～政府出資に対する考え～

- ・ 政府出資・関与は、政府の信用力を背景にした競争上の優位性をもたらすことから、公正な競争条件の確保のために、解消すべき



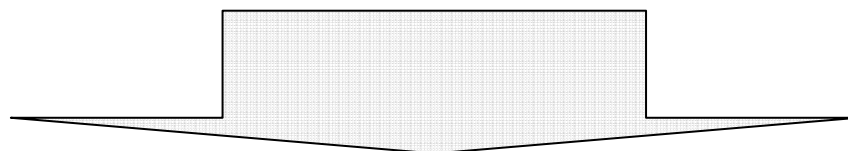
- ・ 郵政民営化法の国会審議では、民間生保との公正な競争条件の議論に関し、「政府出資」は重要な論点であった
- ・ 特に金融機関において、「政府出資」を背景とした「信用力」が競争上大きく影響するため、民営化の趣旨を踏まえ、株式の完全売却（政府出資の解消）により、国の信用・関与を完全に断ち切ることが民営化法に規定された



公正な競争条件の確保

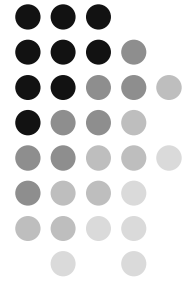
～利益補填を防止するために必要な措置～

- ・ 契約者に対する利益還元の公平性や透明性の確保のため、また政府保証（国民の「見えない負担」）の残る旧契約の適切な管理のため、新・旧契約の区分経理・ディスクロージャーが必要



【必要な措置】

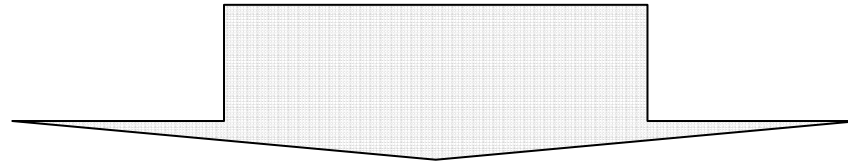
項 目	必要な措置
新・旧契約の区分経理	・郵便保険会社は、新契約と旧契約を適切に区分経理すること。 ・旧契約の内部留保の取崩し益やフローの収益（運用益等）を郵便保険会社の利益として付替えることを禁止すること。 ・旧契約から生ずる剰余金については、旧契約の契約者への分配のための準備金として積み立てること。
ディスクロージャー	・郵便保険会社は、受再した旧契約の財務状況について、ディスクロージャーを行うこと。 ・郵貯・簡保管理機構は、旧契約の契約者のために現在の日本郵政公社と同等のディスクロージャーを行うこと。



公正な競争条件の確保

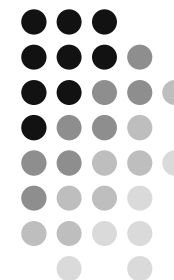
～個人情報情報の流用等を防止するために必要な措置～

- 旧契約の個人情報については、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法、保険業法、銀行法等に沿って適切な対応が必要



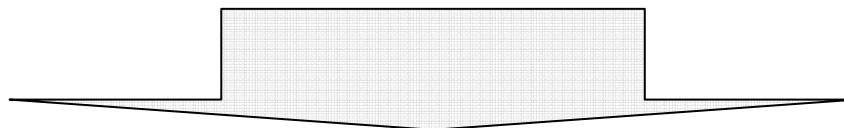
【必要な措置】

- 法令に定める業務(旧契約管理業務)に必要な場合以外の情報利用の禁止
- ①旧契約業務のために提供される情報、②被保険者特定のために提供される情報、③限度額遵守のために提供される情報の明確化
- 旧契約情報の不適正な利用を防止するための実効的な措置(契約情報の新旧分離、システムの整備等)



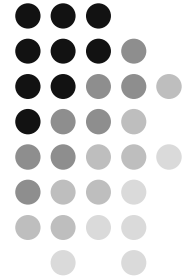
適切な業務運営態勢の整備

- ・郵便保険会社が業務範囲を拡大する場合や、郵便局会社が新たな保険商品等を取扱う場合には、健全な業務運営を行える適切な態勢の整備が必要
- ・特に、商品種類の拡大、加入限度額の引上げを行う場合、適切な業務運営態勢(査定・引受・支払態勢等)の整備が必要不可欠



【必要な措置】

項 目	必要な態勢の整備
商品種類の拡大 (第三分野、変額年金等への参入)	・業務運営態勢(査定・引受・支払態勢等)の整備が必要。
加入限度額の引上げ (1000万円超への引上げ)	
窓口対象業務の拡大 (新たな保険商品の販売等)	・専門知識を習得させるための教育、適切なコンプライアンス態勢の整備が必要。
資産運用対象の拡大 (貸付等への参入)	・リスク管理態勢の整備等が必要。



意見のまとめと要望

まとめ

- ・ 業務範囲の拡大に関する審議にあたっては、公正な競争条件が確保されることが前提である
- ・ また、契約者保護の観点から健全な業務運営態勢の整備は必須である

要望

- ・ 業務範囲の拡大に関する審議にあたっては、使用する試算等の前提値を公開し、公平性・透明性を高めていただくようお願いしたい
- ・ また、審議の内容に応じてその都度関係者の意見聴取を行うなどのご配慮をいただきたい